

○中津川市資源分別回収事業奨励金交付要綱

平成12年3月31日決裁

改正

平成18年3月14日決裁

平成25年3月27日決裁

中津川市資源分別回収事業奨励金交付要綱

中津川市廃棄物回収事業奨励金交付要綱（平成3年5月21日決裁）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この要綱は、本市における廃棄物の適正処理の一環として、ごみの排出減量を図るため、再生可能な資源の分別回収事業を行う市内の団体（以下「回収団体」という。）に対して奨励金を交付し、もってごみの減量、資源の有効利用及び市民のごみ問題に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

（回収団体）

**第2条** 奨励金の交付対象となる回収団体は、広報会、保育園保護者会、幼稚園及び小中学校のPTAその他市長が適当と認めた団体とする。

（事業計画書の提出）

**第3条** 回収団体は、分別収集を実施するときは、あらかじめ資源分別回収事業計画書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金）

**第4条** 奨励金は、分別回収した物につき、1キログラム当たり5円以下とし、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付申請）

**第5条** 分別回収を実施した回収団体は、資源分別回収事業奨励金交付申請書（様式第2号）を事業完了後、速やかに市長に提出するものとする。

（交付決定）

**第6条** 市長は、前条の規定により提出された奨励金交付申請の内容を審査し、適当と認めたときは、資源分別回収事業奨励金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

**第7条** 申請者は、前条の規定により奨励金の交付決定を受けたときは、資源分別回収事業奨励金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付及び返還)

**第8条** 市長は、前条の規定により請求があったときは、奨励金を交付するものとする。

2 市長は、虚偽その他不正の行為により奨励金の交付を受けたことが判明したときは、交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付対象品目)

**第9条** 奨励金の交付の対象となる回収品目は、古紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌、牛乳パックをいう。）、布類、ビン類、カン類その他市長が認めるものとする。

(委任)

**第10条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月14日決裁）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。